

2019年6月28日

厚生労働大臣
根本 匠 様

日本社会福祉士会	会長	西島 善久
日本精神保健福祉士協会	会長	柏木 一恵
日本医療社会福祉協会	会長	早坂由美子
日本ソーシャルワーカー協会	会長	岡本 民夫
日本ソーシャルワーク教育学校連盟	会長	白澤 政和

児童虐待を早急に根絶するため児童福祉司にソーシャルワーク専門職である 社会福祉士・精神保健福祉士の必置に関する要望

貴殿におかれましては、日々福祉の増進にご尽力されていることに感謝申し上げます。

さて、昨今の児童虐待の痛ましい事件は、子どもたちの人権を擁護する私たち福祉専門職に大きな衝撃と慚愧に堪えない思いをもたらしました。今後このような子どもたちが犠牲になるような事態を一刻でも早くなくすためにはソーシャルワークが現場で十分に機能することが必要です。

この度、私たちは「児童虐待を早急に根絶するため児童福祉司にソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の必置を求める署名活動」を行い44,289筆の署名を集め、衆議院及び参議院へ請願を行いました。また、社会福祉士・精神保健福祉士が児童虐待の分野においてその力量を高めるため、「資格取得前教育の充実」、「資格取得後教育の充実」、「児童福祉司に対する後方支援」の3つの提案を『児童福祉司の質の確保及び向上に関する提案（報告書）』にとりまとめました。

ぜひ、児童虐待根絶に向けて、児童福祉司を始め、市町村における子ども家庭の相談援助職に社会福祉士・精神保健福祉士の必置を促進いただけますようお願いいたします。

以上

<添付資料>

- ①児童虐待を早急に根絶するため児童福祉司にソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の必置に関する請願書（衆議院及び参議院へ提出）
- ②児童福祉司の質の確保及び向上に関する提案（報告書）

児童虐待を早急に根絶するため児童福祉司にソーシャルワーク専門職である社会福祉士・精神保健福祉士の必置に関する請願書

一 請願要旨

私たちは、社会福祉士、精神保健福祉士などのソーシャルワーク専門職で組織された団体、及び全国のソーシャルワーク教育学校で組織された団体です。

私たちは、児童福祉司の専門性の向上が必要であることを認識し、そのためにソーシャルワーク専門職である社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格を積極的に活用し、これらのソーシャルワーカー資格の所持を児童福祉司の必置要件とすべきであること、また、ソーシャルワーク機能が発揮できるよう環境の改善が重要であると考えております。

昨年 3 月に東京都目黒区や本年 1 月に千葉県野田市で起きた児童虐待のような痛ましい事件は後を絶ちません。新たな国家資格創設の動きもありますが、子どもが虐待により死に至るといった事件を無くすためには、時間的な猶予はありません。

児童を取巻く多様な課題（例えば貧困、メンタルヘルス不調、障害、家庭内暴力や差別など児童分野のみの問題ではない事象）に包括的に対応することのできる教育カリキュラムを受けた社会福祉士及び精神保健福祉士を可及的速やかに配置するとともに、養成カリキュラムや研修の充実による社会福祉士及び精神保健福祉士の実践能力の向上を図ることが必要であると考えます。

二 請願事項

- 1 児童虐待を早急に根絶するため、児童福祉司にはソーシャルワーク専門職である社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有する者を必置とすることを求めます。
- 2 児童虐待対応に係る人員の確保や環境改善、資質の向上に向けた必要な予算措置を求めます。